

## 資料編

---

- 1 大村市環境基本条例
- 2 計画策定の経緯
- 3 計画の策定体制
- 4 環境に関する意識調査
- 5 関連指標の説明
- 6 用語説明

# 1 大村市環境基本条例

平成 13 年 3 月 27 日

条例第 1 号

## 目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 6 条)

第 2 章 環境の保全を推進するための基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 7 条・第 8 条)

第 2 節 環境の保全に関する施策等(第 9 条～第 20 条)

第 3 章 大村市環境審議会(第 21 条～第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で維持され、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とのより良い共生が図られるように行われなければならない。

3 環境の保全は、資源及びエネルギーの有効な利用により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を形成するために行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市民生活、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、市、市民及び事業者の協働により取り組まれなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者の環境の保全に関する取組みを支援する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全を推進するための基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 生態系及び生物の多様性の確保その他の豊かな自然環境の保全を目指すこと。
- (2) 歴史的文化的な遺産の将来の世代への継承等を推進し、快適で潤いのある都市環境の保全を目指すこと。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で、かつ、安心な生活環境の保全を目指すこと。
- (4) 資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会(循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第1項に規定する循環型社会をいう。)の形成を目指すこと。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者の協働による環境の保全に関する取組みを推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全に関する配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画に市民及び事業者の意見が反映されるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、大村市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第11条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備及び活動を促進するため、必要な助成、技術的助言等を行うように努めるものとする。

(自然環境の保全)

第12条 市は、水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能を有する森林を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、河川、海、海岸等の水環境を保全するため、下水道、廃棄物の処理施設その他の自然環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

3 市は、環境への負荷が少ない農業の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、市民が自然環境と身近に触れ合える空間の創出に努めるものとする。

(都市環境の保全)

第13条 市は、市民及び事業者とともに、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存等のために、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資する交通施設の整備、低公害車の導入促進等に努めるものとする。

(生活環境の保全)

第14条 市は、市民の生活環境が保全されるよう、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、河川、道路等において必要な監視、測定、試験及び検査を行い、生活環境の保全に関する施策に反映させるように努めるものとする。

(廃棄物の減量及び適正処理の促進等)

第15条 市は、県及び他の市町村と協力して、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用に積極的に努めるものとする。

(地球環境の保全)

第16条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(体制の整備)

第 17 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者と協働して取り組むための体制の整備に努めるものとする。

(広域的な連携)

第 18 条 市は、環境の保全に関する施策のうち、地球環境の保全、海域の水質保全その他広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

(環境教育)

第 19 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育の充実に努めるものとする。

(環境情報の公表及び提供)

第 20 条 市長は、環境の状況及び市が実施した環境の保全に関する施策を定期的に公表するものとする。

2 市は、市民及び事業者の環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

### 第 3 章 大村市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大村市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第 8 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する基本的事項

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 産業代表

(3) 民間代表

(4) 関係行政機関の職員

(平 14 条例 31・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 25 条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の議長は、会長が当たる。

(関係人の出席)

第 27 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(平 14 条例 6・平 18 条例 37・平 22 条例 25・一部改正)

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大村市環境審議会条例の廃止)

- 2 大村市環境審議会条例(昭和 48 年大村市条例第 2 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に廃止前の大村市環境審議会条例第 3 条第 3 項の規定により委嘱され、又は任命された委員は、その任期が満了するまでの間、この条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。

(大村市環境保全条例の一部改正)

- 4 大村市環境保全条例(昭和 52 年大村市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう省略]

附 則(平成 14 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 13 日条例第 31 号)抄

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第 9 条の規定 平成 15 年 6 月 1 日

附 則(平成 18 年 12 月 20 日条例第 37 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日条例第 25 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 計画策定の経緯

年月日	審議会・協議会・各種調査等
平成 24 年 9 月 25 日～10 月 10 日	環境に関する意識調査アンケート（市民・事業者）
平成 24 年 11 月 26 日	第 1 回大村市環境協議会
平成 24 年 12 月 18 日	市長から大村市環境審議会へ諮問
平成 24 年 12 月 18 日	第 1 回大村市環境審議会
平成 25 年 1 月 18 日	第 2 回大村市環境協議会
平成 25 年 2 月 6 日	関係課ヒアリング
平成 25 年 2 月 18 日	第 3 回大村市環境協議会
平成 25 年 2 月 20 日	第 2 回大村市環境審議会
平成 25 年 2 月 22 日～3 月 14 日	パブリックコメント
平成 25 年 2 月 25 日	大村市議会全員協議会 ・第二次大村市環境基本計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
平成 25 年 3 月 18 日	第 4 回大村市環境協議会
平成 25 年 3 月 19 日	第 3 回大村市環境審議会
平成 25 年 3 月 22 日	大村市環境審議会から市長へ答申

### 3 計画の策定体制

#### 大 村 市 環 境 審 議 会 委 員

会 長	中 村 人 久	(長崎県建設業協会大村支部)
副会長	雄 城 勝	(大村商工会議所)
	沖 田 盛 廣	(長崎県央農業協同組合)
	小 尾 重 厚	(大村市医師会)
	神 近 徳	(大村市交通安全協会)
	坂 井 則 雄	(大村市社会福祉協議会)
	塩 入 高 志	(連合長崎大東壱岐対馬地域協議会)
	田 川 美智代	(大村市連合婦人会)
	徳 永 光 英	(大村市子ども会育成連合会)
	永 石 辰 己	(大村青年会議所)
	野 中 照 明	(長崎行政相談委員協議会)
	早 崎 義 信	(大村東彼薬剤師会)
	日 高 靖 郎	(大村市町内会長会連合会)
	二 嶋 富 寛	(大村市漁業協同組合)
	矢 野 恵 子	(諫早人権擁護委員協議会)
	濱 崎 和 久	(長崎県環境保健研究センター次長)
	丸 野 敏 彦	(大村警察署生活安全課長)
本 村 秀 章	(長崎県県央保健所環境課長)	



## 4 環境に関する意識調査

### (1) 調査の目的

本計画の改定にあたり、市民・事業者の大村市の環境に関する意識を把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査対象及び方法、時期

調査対象	抽出方法	調査時期
市民 1,000 人	市内に居住する 15 歳以上の男女を無作為に抽出	平成 24 年 9 月 25 日 ～10 月 10 日
事業者 100 社	市内の事業所のうち、業種別の事業所数割合に応じて無作為に抽出	

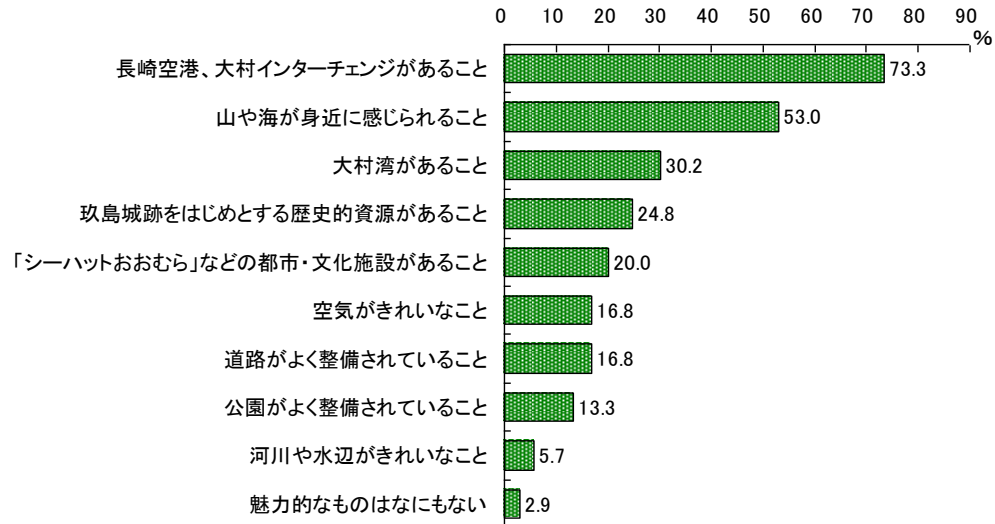
### (3) 回収結果

調査対象	配布数 A	宛先不明 B	回収数 C	回収率 $C / (A - B)$	有効回収率 $(C - D) / (A - B)$
市民	1,000	1	315	31.5%	31.5%
事業者	100	2	46	46.9%	46.9%

#### (4) 市民の意識調査結果（概要）

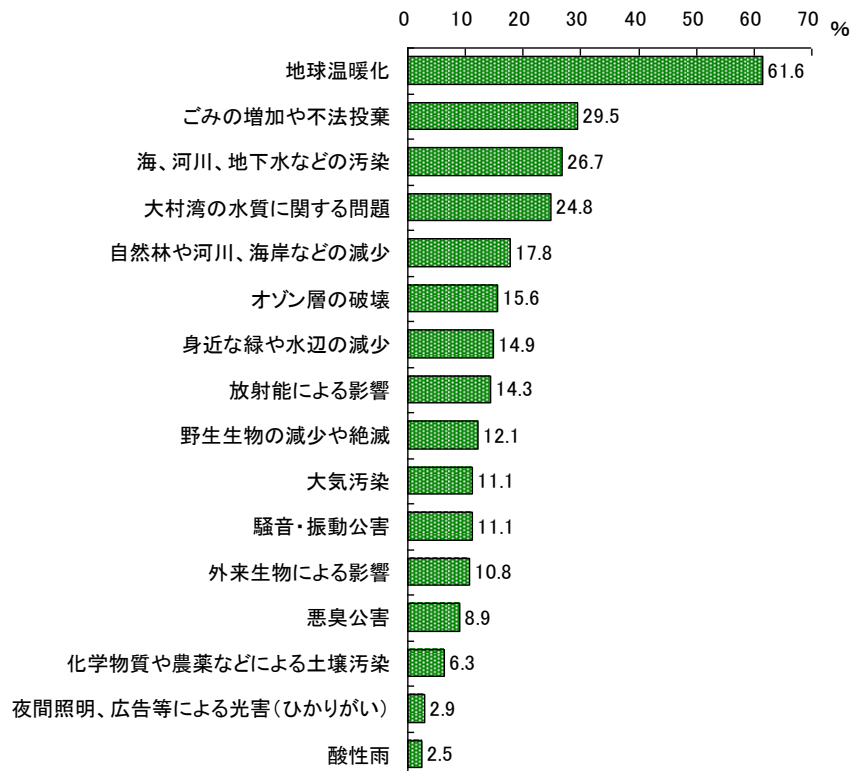
##### ①魅力的な環境

魅力的な環境については、「長崎空港、大村インターチェンジがあること」が最も回答割合が高く、次いで「山や海が身近に感じられること」、「大村湾があること」でした。



##### ②関心のある環境問題

関心のある環境問題については、「地球温暖化」が最も回答割合が高く、次いで「ごみの増加や不法投棄」、「海、河川、地下水などの汚染」でした。



## ③環境に対する満足度と重要度

満足度が低く重要度が高い「空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てがなく街がきれいである」、「公共交通の便利さ」、「次世代を担う子どもへの環境教育」は、今後も重点的に取り組むべきものです。また、満足度・重要度がともに高い「空気のきれいさ」、「住み心地」、「山の緑の多さ」は、現状を維持すべきものです。

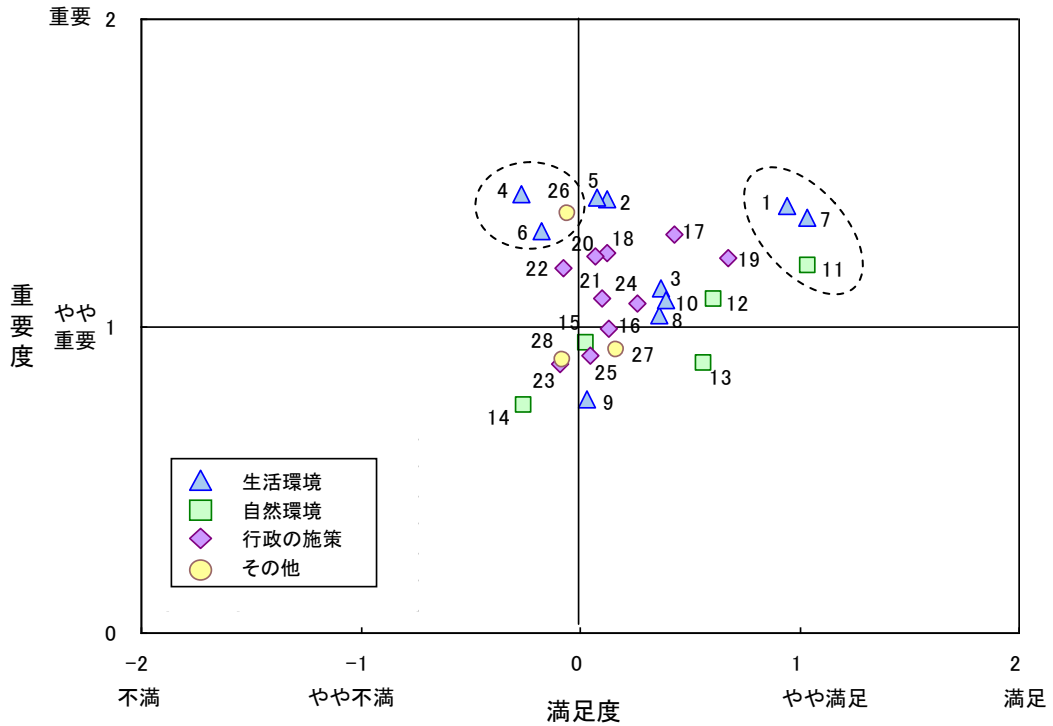
なお、満足度と重要度をそれぞれ点数化し集計しました。点数化は回答数に以下に示す得点を乗じて合計し、総回答数で除して平均値を算出しました。

満足度と重要度の点数付け

満足度	重要度	得点
満足	重要	2点
やや満足	やや重要	1点
どちらともいえない	どちらともいえない	0点
やや不満	あまり重要でない	-1点
不満	重要でない	-2点

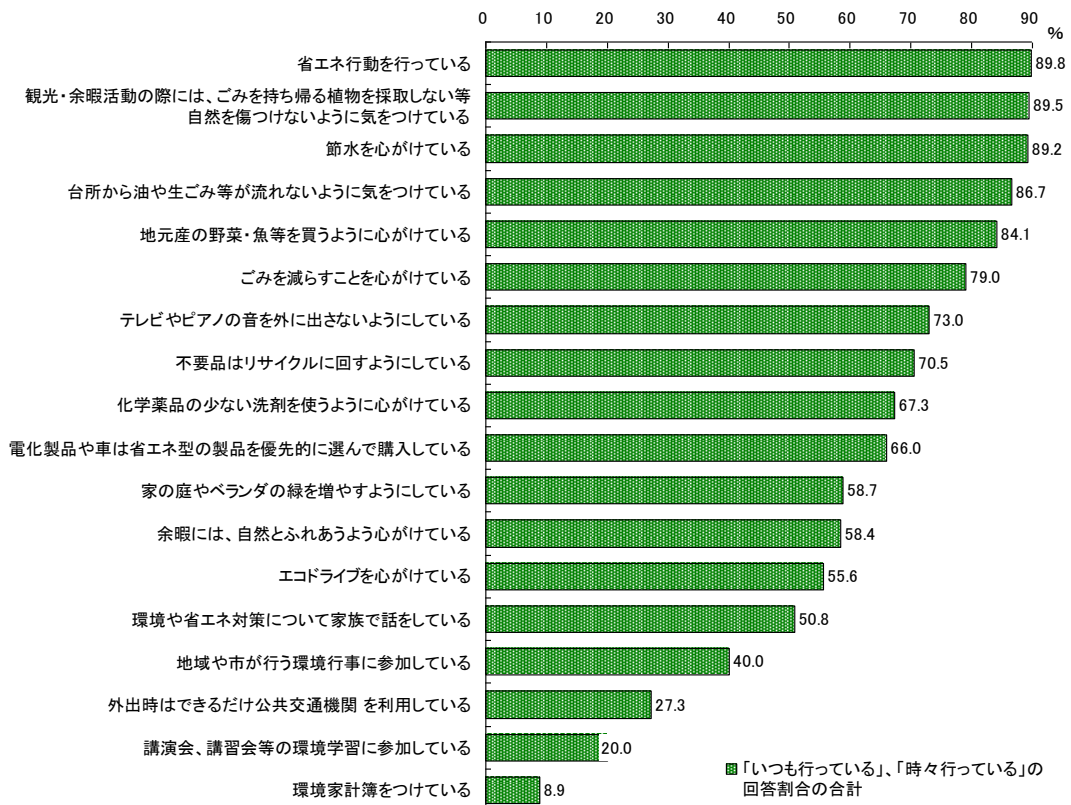
環境に対する満足度と重要度

区分	No.	項目	満足度	重要度
生活環境	1	<b>空気のきれいさ</b>	0.941	1.392
	2	水辺のきれいさ	0.123	1.414
	3	静けさや音の心地よさ	0.367	1.125
	4	<b>空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨てがなく街がきれいである</b>	-0.269	1.431
	5	廃家電などのごみの不法投棄がない	0.077	1.418
	6	<b>公共交通の便利さ</b>	-0.175	1.310
	7	<b>住み心地</b>	1.036	1.353
	8	まち並みの美しさ	0.357	1.035
	9	屋外広告物と周囲の景観との調和	0.030	0.762
	10	公園の整備	0.389	1.087
自然環境	11	<b>山の緑の多さ</b>	1.043	1.194
	12	公園や街路樹等のまちの緑の多さ	0.617	1.084
	13	田や畑の風景の美しさ	0.565	0.875
	14	動物や植物とのふれあいの場	-0.253	0.741
	15	水辺の自然とのふれあいの場	0.033	0.941
行政の施策	16	自然を生かした河川整備	0.132	0.993
	17	分別収集、リサイクル等のごみ処理対策	0.430	1.298
	18	公害対策	0.123	1.237
	19	下水道整備、し尿処理等の排水対策	0.674	1.221
	20	自動車交通対策	0.071	1.228
	21	ダイオキシンやアスベスト等の有害物質対策	0.101	1.090
	22	太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの利用促進	-0.077	1.187
	23	電気自動車・自転車の利用促進	-0.095	0.876
	24	豊かな緑の保全・創出	0.259	1.076
	25	環境に配慮した行動に関する啓発活動	0.048	0.906
その他	26	<b>次世代を担う子どもへの環境教育</b>	-0.050	1.366
	27	地域活動や町内会活動などの地域コミュニティー	0.170	0.921
	28	環境に関する情報を得る機会	-0.080	0.888



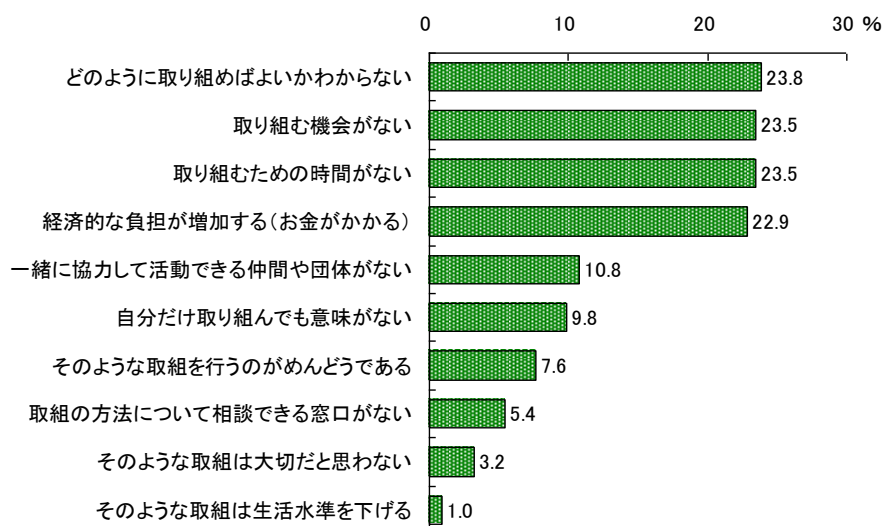
#### ④日常生活における環境に配慮した取組の実施状況

日常生活における環境に配慮した取組の実施状況については、「環境家計簿をつけている」、「講演会、講習会等の環境学習に参加している」、「外出時はできるだけ公共交通機関を利用している」において、「いつも行っている」及び「時々行っている」の回答割合が低くなっています。



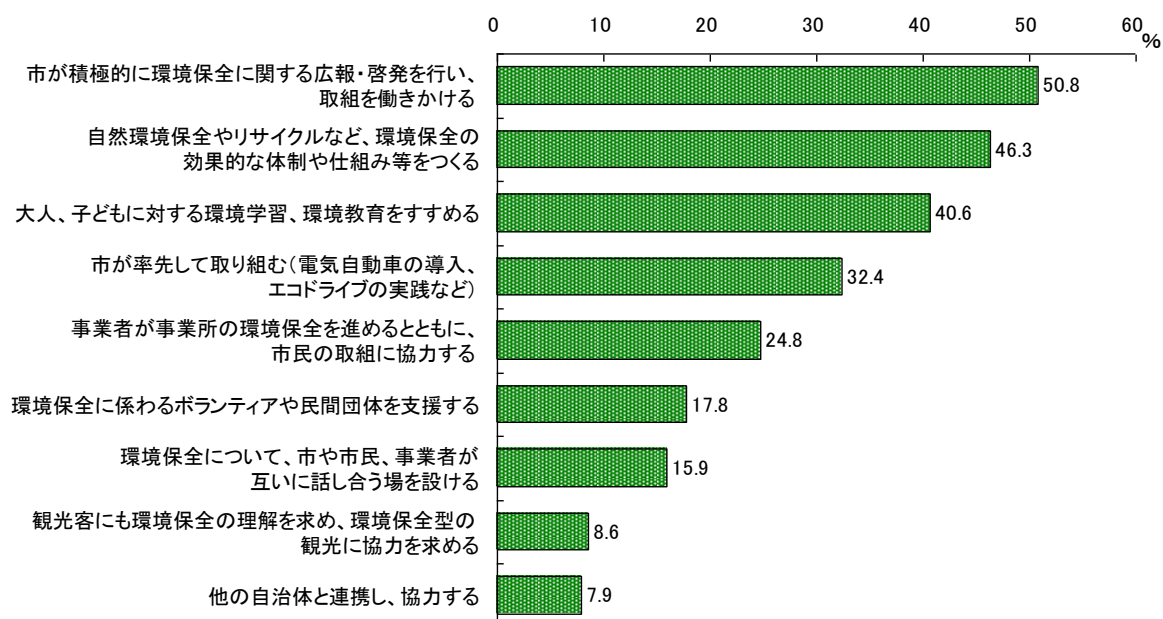
### ⑤環境に配慮した取組ができない理由

環境に配慮した取組ができない理由については、「どのように取り組めばよいかわからない」、「取り組む機会がない」、「取り組むための時間がない」、「経済的な負担が増加する（お金がかかる）」の回答割合が高くなっています。



### ⑤環境保全対策の推進方策

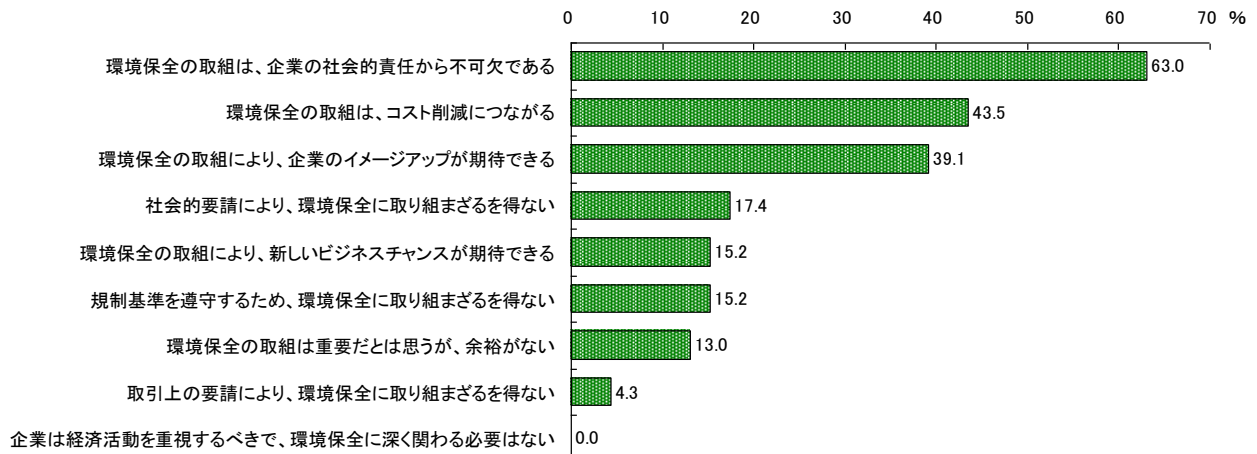
環境保全対策の推進方策については、「市が積極的に環境保全に関する広報・啓発を行い、取組を働きかける」、「自然環境保全やリサイクルなど、環境保全の効果的な体制や仕組み等をつくる」、「大人、子どもに対する環境学習、環境教育をすすめる」の回答割合が高くなっています。



## (5) 事業者の意識調査結果（概要）

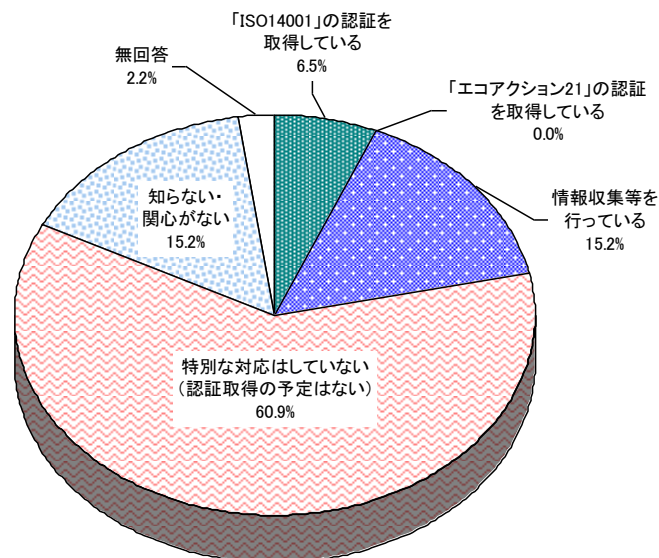
### ①環境保全に関する取組の考え方

環境保全に関する取組の考え方については、「環境保全の取組は、企業の社会的責任から不可欠である」が最も回答割合が高く、次いで「環境保全の取組は、コスト削減につながる」、「環境保全の取組により、企業のイメージアップが期待できる」でした。



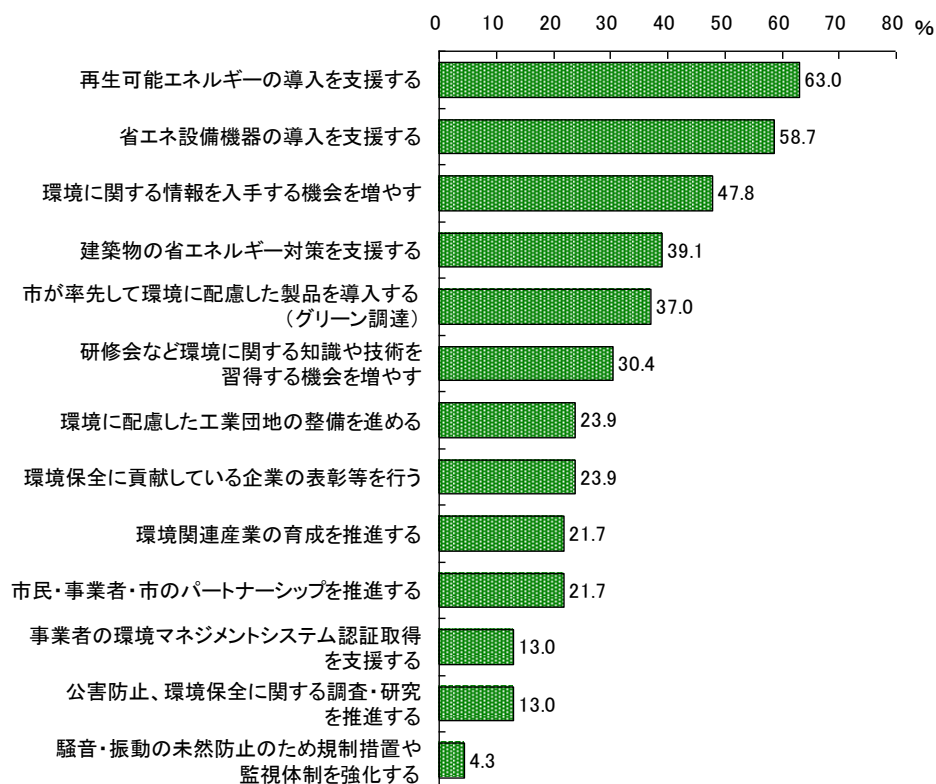
### ②環境マネジメントシステムに関する考え方

環境マネジメントシステムに関する考え方については、「特別な対応はしていない（認証取得の予定はない）」が最も回答割合が高く、次いで「情報収集等を行っている」、「知らない・関心がない」でした。



### ③重点的な対応が必要な取組

重点的な対応が必要な取組については、「再生可能エネルギーの導入を支援する」が最も回答割合が高く、次いで「省エネ設備機器の導入を支援する」、「環境に関する情報を入手する機会を増やす」でした。



## 5 関連指標の説明

### 基本目標 1 地球温暖化対策に取り組むまちづくり（低炭素社会の構築）

取組の方向性	項目	単位	説明
1-1	1人当たりの年間電灯使用量 (九州電力大村営業所管内)	kWh/人	九州電力大村営業所管内における年間電灯(気)使用量を同管内の人口で除した値
1-2	太陽光発電設備の設置件数	件	九州電力と売電契約を結んでいる大村市内の太陽光発電設備の件数(事業所等を含む)
	太陽光発電設備の年間発電量 (メガソーラー及び自家消費分を除く)	千 kWh	大村市内の太陽光発電設備で年間に発電された電力のうち、九州電力が買電した量(メガソーラーによる発電量は除く)

### 基本目標 2 ごみの減量化・資源化に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）

取組の方向性	項目	単位	説明
2-1	1人1日あたりの家庭系ごみ (資源を除く) 排出量	g/人・日	環境センターに搬入される家庭系ごみのうち資源物を除いた量を大村市の人口及び年間日数で除した値
	事業系ごみ排出量 (環境センターへの搬入量)	t/年	環境センターに搬入される事業所から排出されるごみの量
	リサイクル率	%	環境センターに搬入される家庭系ごみ及び事業系ごみの量並びに集団回収量のうち、再生利用されたごみの量の割合
2-2	不法投棄回収量 (可燃物・不燃物)	kg	不法投棄パトロールや通報などを受けて市が年間に回収した不法投棄物の量(可燃物及び不燃物)

### 基本目標 3 自然と共生するまちづくり（自然環境の保全）

取組の方向性	項目	単位	説明
3-1	大村湾のCOD環境基準達成率	%	大村湾の環境基準点(I類型)において、CODの環境基準を達成した地点の割合
	保安林指定面積	ha	水源のかん養や災害の防備等、特定の公共の目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林の面積
	エコファーマー作付面積	ha	エコファーマー認定を受けた農家が土づくり、減化学肥料、減化学農薬に取り組む田や畑の面積
3-2	森林イベントへの参加者数	人/年	森林の大切さを学んでもらうため、市が開催する「おおむらの森ふれあい事業」などの参加者数
3-3	保安林指定面積(再掲)	ha	水源のかん養や災害の防備等、特定の公共の目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林の面積



## 基本目標 4 安全・安心な生活環境に恵まれたまちづくり（安全・安心な生活環境の保全）

取組の方向性	項目	単位	説明
4-1	騒音に係る環境基準の達成率 （道路に面していない地域）	%	環境騒音の測定地点（道路に面していない地域）において、環境基準を達成した地点の割合
	自動車騒音に係る要請限度以下の達成率	%	自動車騒音の測定地点において、要請限度を下回った地点の割合
4-2	大村湾のCOD環境基準達成率 （再掲）	%	大村湾の環境基準点（I 類型）において、CODの環境基準を達成した地点の割合
	汚水処理人口普及率	%	汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラント）で処理可能な人口を行政区域人口で除した値
	水洗化率	%	汚水処理施設に接続されている水洗便所設置済人口を行政区域人口で除した値
	エコファーマー作付面積（再掲）	ha	エコファーマー認定を受けた農家が土づくり、減化学肥料、減化学農薬に取り組む田や畑の面積
4-3	市民大清掃への参加者数	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数
	里親制度による市道管理延長	m	ボランティア（里親）による清掃活動や美化活動が実施されている市道の延長

## 基本目標 5 快適でうるおいのあるまちづくり（快適な都市環境の創出）

取組の方向性	項目	単位	説明
5-1	1人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	大村市内の都市公園面積を総人口で除した値
	親水空間の設置か所	か所	川とのふれあいを目的として整備された空間の設置箇所数
	さくら・花苗の緑化面積	ha	市民に配布した「さくらの苗木」や「花苗」の本数に一定面積を乗じて算出された緑化推定面積
	公園再整備率	%	街区公園（周辺地域で利用される公園）のうち、老朽化した公園を再整備した公園の割合
5-2	街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合	%	市民満足度調査において、「街なみが美しく住みやすい」と回答した市民の割合
	景観形成地区における重要路線の整備率	%	都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区として指定された上小路周辺地区における道路のうち、「街なみ環境整備事業」で計画された道路修景の整備（延長）割合

取組の方向性	項目	単位	説明
5-3	歩道の段差解消必要箇所数	箇所	ユニバーサルデザインを考慮し、誰もが利用しやすい歩道にするための工事が必要な箇所数
	鉄道の年間利用者数	千人	大村市内5駅（松原・竹松・諏訪・大村・岩松）の利用者総数
	バス1便あたりの利用者数	人/便	大村市内の路線バスの年間総利用者数を年間総運行便数で除した値
	市道の改良率	%	市内全域の市道のうち、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化を目的として局部改良工事や拡幅改良工事などにより構造が改善された道路の整備（延長）割合
	都市計画道路の改良率	%	都市計画決定を受けた道路のうち、歩行者の安全確保や自動車交通の円滑化を目的として局部改良工事や拡幅改良工事などにより構造が改善された道路の整備（延長）割合

#### 基本目標6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり（環境教育・環境学習の推進と協働）

取組の方向性	項目	単位	説明
6-1	市民大清掃への参加者数（再掲）	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数
	沿岸清掃への参加者数	人	大村湾をきれいにする会大村支部が主催し、年2回（春・夏）実施される「大村湾沿岸一斉清掃」の参加者数
	里親制度による市道管理延長（再掲）	m	ボランティア（里親）による清掃活動や美化活動が実施されている市道の延長
6-2	環境講座・環境イベントの参加者数	人/年	市が主催する「リバーウォッチング」や「環境出前講座」などの参加者総数

## 6 用語説明

### アルファベット索引

【COD】⇒カ行【化学的酸素要求量 (COD)】参照

【BOD】⇒サ行【生物学的酸素要求量 (BOD)】参照

【CO<sub>2</sub>】⇒ナ行【二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)】参照

【PM<sub>2.5</sub>】⇒ハ行【微小粒子状物質】参照

### ア行

#### 【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

#### 【エコドライブ】

自動車を発進する際に穏やかにアクセルを踏み込むことや早目のアクセルオフなどの環境と家計にやさしい運転方法のことをいう。

#### 【エコファーマー】

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、たい肥などによる土づくりや農薬・化学肥料の使用を低減する農業生産方式を導入し、県知事の認定を受けた農業者。

#### 【大村市環境基本条例】

環境保全について、基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例。

#### 【大村市環境美化条例】

市民、事業者、土地又は建物の占有者及び市が一体となって、空き缶などの散乱防止及び地域の緑化を推進することにより、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに資することを目的に 1994 年 12 月に公布された市の条例。

#### 【大村市総合計画】

行政の指針を体系的に示し、まちづくりの方向性や市の独自性を内外に示すものであり、行政内部においては計画的な業務遂行のための指針となり、個性あるまちづくりの推進のために、市民や団体、企業などに対し、まちづくりへの理解と参加を誘導するもの。「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されている。

#### 【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メ

タン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

## カ行

### 【外来生物】

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

### 【化学的酸素要求量（COD）】

水の汚濁の程度は、水中の汚濁物質（主として有機物）が酸化剤によって酸化分解されるときに消費される酸素の量を指標として表され、この指標を化学的酸素要求量（COD：Chemical Oxygen Demand）という。海域及び湖沼の有機汚濁に関する代表的な環境基準項目とされており、数値が高いほど、水質汚濁が高いことを示す。

### 【合併処理浄化槽】

し尿のほか、台所や風呂などの生活排水も一緒に処理できる浄化槽のこと。団地などで共同使用される大型合併処理浄化槽と、各家庭・事務所などで使用される小型合併処理浄化槽とがある。生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽と比較して河川へのBOD負荷量を1/8に抑えることができる。

### 【環境家計簿】

家庭で使用した電気や燃料の量などを毎月記録し、その量を二酸化炭素排出量に換算し、自分の家庭からの二酸化炭素排出量を確認できるようにしたもの。この記録を通して、省エネルギーや省資源に取り組むことができる。

### 【環境基準】

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関する環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで、維持することが望ましい基準を行政上の目標として定めたもの。

### 【環境基本計画】

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

### 【環境審議会】

環境保全に関する施策の作成実施のため、広く学識経験者などに意見を求めるため、総理大臣、環境大臣、関係大臣の諮問機関として環境省に中央環境審議会が置かれている。同様に、都道府県には都道府県環境審議会を置くこと、また、市町村には市町村環境審議会を置くことができるとされている。

る。本市では、大村市環境審議会を設置している。

#### 【環境騒音】

騒音の測定場所で発生する全ての騒音のことをいう。

#### 【環境対応車】

二酸化炭素や排気ガスの発生を大幅に低減させることができるエンジンや動力源を備えた自動車のことで、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等をいう。

#### 【緩傾斜護岸】

河川の護岸において、人が水辺に近づきやすくするために傾斜を緩くしたものの。

#### 【協働】

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にあったものが、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなどの共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的關係のこと。それぞれの努力を補完して取り組みを進めることで、大きな効果を生み出すことができるものと期待される。

#### 【景観】

人間が視覚で捉えた事物をいう。一般的には「風景」と同じように使われているが、「風景」は視覚で捉えた事物を見る人の心や感情や知識等を介して主観的に捉えた場合に使われることが多く、「景観」は視覚で捉えた事物を客観的・科学的に捉えた場合に使われることが多い。景観の主たる構成要素により、自然景観、文化的景観、歴史的景観などに分類される。

#### 【景観形成地区】

市長が都市景観基本計画に基づき、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区。

#### 【公害】

「環境基本法」によると、公害とは、「事業活動その他の人の活動にともなって生ずる相当範囲にわたる、①大気汚染、②水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。）及び⑦悪臭によって人の健康又は生活環境にかかわる被害が生ずることをいう」と定義し、行政的に取り組む公害の対象を限定しており、この7公害を通常「典型7公害」と呼んでいる。

#### 【光化学オキシダント】

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

## サ行

### 【最終処分場】

廃棄物を埋立処分する場所や施設・設備の総体をいう。埋立の方式により遮断型、管理型、安定型の3つに区分される。

### 【再生可能エネルギー】

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 【里親制度】

ボランティアとなる市民が「里親」となって、道路や公園等を自らの「養子」のように愛情をもって、定期的に清掃・美化などを行って面倒をみる制度のこと。市はボランティア活動のサポートを行う。

### 【里山】

人里近くにあり、二次林（雑木林）を中心に周辺の田畑やため池などを含んだ地域。

従来、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、宅地化が進められた。また、宅地化されなかったものについても、所有者による適切な維持管理が困難になっていることもあり、一部で荒廃が見られるようになっている。近年、身近なみどり、生物の育成・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

### 【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

### 【施設緑地】

国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地。都市公園法に基づいた都市公園と公共施設緑地、民間施設緑地に区分される。公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設であり、民間施設緑地とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設を指す。

### 【自動車騒音】

自動車の走行に伴い発生する騒音のことをいう。

### 【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されるこ

とにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

#### 【省エネルギー】

石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれるなか、事業活動や市民の日常レベルにおいて取り組みが行われている。

#### 【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

硝酸塩及び亜硝酸塩のこと。硝酸塩は、自然界の多くの食物、特に野菜中に存在しており、これらを含む食品や水を人が摂取してもほとんど影響はないが、胃酸の分泌が十分でない乳児では、胃の中の酸性度が弱いため、腸内細菌によって硝酸塩が亜硝酸塩に還元される。体内に吸収された亜硝酸塩が血液中のヘモグロビンと強く結合し酸素の運搬を阻害するため、酸欠状態を引き起こすことがある（メトヘモグロビン血症によるチアノーゼ状態）。地下水中にこれらが含まれる原因として、一般的に窒素肥料、畜舎排水、生活排水等の人為によるものと考えられる。

#### 【小水力（発電）】

水の流れを利用して発電する小規模な水力発電。

#### 【植生】

ある区域に集まって生育している植物群とその環境。

#### 【親水空間】

水辺に近づける、水を活かした環境整備。水に触れ親しむことができる空間、公園。

#### 【水源のかん養】

森林が有している機能で樹木、落葉及び土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能により、洪水調整、渇水緩和など河川流量の平準化を図る。

#### 【生活排水】

台所、洗濯、風呂などからの生活雑排水とし尿とを合わせて生活排水という。生活雑排水は、下水道や浄化槽等に接続している家庭ではし尿とともに処理をされるが、その他の家庭では未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の大きな汚濁原因になっている。

#### 【生態系】

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生息しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり。

#### 【生物化学的酸素要求量（BOD）】

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）とは、水中有機物を好気性細菌が酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。

値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

### 【生物多様性】

生物多様性条約など一般には、①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性、②様々な生物種が存在する＝種の多様性、③種は同じでも持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性、という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していくうえで不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

### 【騒音に係る環境基準】

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

## 夕行

### 【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

### 【地域性緑地】

緑地保全地区や風致地区など、緑地を保全するために指定した地域。

### 【地下水】

地表面より下に存在している水を地下水という。存在状態によって、不圧地下水（自由地下水ともいい、地盤の隙間を介して河川水や湖沼水などの地表水と通じている。）と被圧地下水（粘土層のような難透水層の下の帯水層に存在し、大気圧よりも大きな圧力を受けている地下水）に分けられる。また、不圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「浅井戸」、被圧地下水を揚水するために掘られた井戸を「深井戸」という。

### 【地球温暖化】

地球の気温は、太陽の日射熱と地球から宇宙へ放出される熱を再度地表へ戻す温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなど）によって一定のバランスを保ってきた。

しかし産業革命以後、化石燃料などの大量消費により温室効果ガスの濃度が急激に増加したことでこのバランスが崩れ、地球の平均気温が年々上昇している。

### 【低炭素社会】

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すもの。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意思決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3Rの推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会システムが必要である。



**【テトラクロロエチレン】**

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様。

**【電気自動車 (EV)】**

Electric Vehicle の略。電気モーターを動力源として動く自動車のこと。地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を走行中に排出しないことから、環境にやさしい自動車といわれている。

**【電灯使用量】**

定額電灯、従量電灯、公衆街路灯、臨時電灯における電力使用量の合計。

**【天然記念物】**

学術上貴重で日本の自然を記念する動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）として文化財保護法（1950）に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。文部科学大臣が指定するものの他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもある。

**【特定外来生物】**

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。また、国は必要に応じて被害防止のために特定外来生物の防除を行う。

**【都市公園】**

国または地方公共団体が都市計画施設として設置する公園または緑地及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地。都市住民全般の休息、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした総合公園、動植物公園・歴史公園などの特殊公園、徒歩距離圏内における運動、休養などのレクリエーションのために設けられる地区公園、近隣住区に居住する者を対象とする近隣公園、街区内に居住する者を対象とする街区公園などがある。

ナ行
----

**【二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)】**

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によって発生するが、化石燃料の燃焼や熱帯林の減少などに起因して年々増加している。太陽光線によって温められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気

を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める「温室効果ガス」の一種。地球温暖化の原因となる。

#### 【農業集落排水】

農業集落における、し尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設で、農業用排水の水質保全、機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ろうとするもの。

## ハ行

#### 【バイオマス】

飼肥料や発電の燃料などとして利用が可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

#### 【干潟】

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

#### 【微小粒子状物質】

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$  万分の $1\text{m}$ ）以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

#### 【表流水】

陸水のうち河川、湖沼の水のようにその存在が完全に表地面にあるものをいう。取水が容易で量が確保しやすく、また降雨起源であるために比較的溶解性のイオンなどが少ないことから、もっとも優れた水道水源のひとつである。しかし上流域に人間活動があると、有機物や栄養塩の流入などにより水質が悪化する。表流水の取水は、河川やダムに設けた取水施設から行うが、通常は水利権を得ることが必要となる。日本においては、水源依存度としては表流水が70%、地下水が25%となっている。一般には、表流水がいろいろな汚染物質を含むのに対し地下水は比較的清浄な状態を保っており、消毒のみの浄水プロセスで給水されることもある。

#### 【不燃残さ】

ごみの中間処理において、焼却することも資源化することもできずに残ったカス。

#### 【保安林】

森林の持つ公益的機能をそれぞれの目的に応じ持続的に発揮させるため森林法に基づき農林水産大臣及び知事が指定し、一定の制限が課せられている森林のこと。

**【歩行者ネットワーク】**

歩行者専用道路や自転車道、緑道、幹線道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心して通行できる交通網。

<b>マ行</b>
-----------

**【マイバッグ運動】**

買い物袋持参運動の統一名称。買い物に自分の買い物袋を持参することにより、余分なレジ袋を削減しようとする、消費者及び事業者が身近に取り組むことのできる、ごみ減量化のための運動。

**【民生家庭部門】**

住宅から排出される温室効果ガスを表現する部門。

**【民生業務部門】**

事務所、ホテル、病院、小売店、飲食店、学校などから排出される温室効果ガスを表現する部門。

**【藻場】**

沿岸域の海底で様々な海草・海藻が群落を形成している場所を指す。主として種子植物であるアマモなどの海草（sea grass）により形成されるアマモ場と、主として藻類に分類されるホンダワラ、コンブ、ワカメといった海藻（seaweed）により形成されるガラモ場とがある。海草・海藻類は、プランクトンをはじめとした多くの海棲生物に酸素を供給し、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類、ウミガメ、ジュゴンなどの餌になり、魚類・甲殻類の産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、沿岸域の多様な生物に生息の場を提供している。日本人は古くから漁業などで藻場の恩恵を受けながら生活してきたが、近年は水質汚濁や埋立などにより藻場の消失が進んでおり、保全の重要性が増している。

<b>ヤ行</b>
-----------

**【有機汚染】**

生活排水や糞尿などの有機物による汚染。

**【要請限度】**

自動車騒音がその限度を超えたときに、市町村長が道路管理者に対して自動車騒音の低減のための対策を講じるように要請する際の限度。

知事（法令により市町村長に委任）は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、県公安委員会に対し道路交通法による措置をとるべきことを要請し、騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置をとるべきことを要請できるとされている。

ラ行
----

【リサイクル】

廃品や資源を再利用すること。

【リサイクル率】

環境センターに搬入される家庭系ごみ及び事業系ごみの量並びに集団回収量のうち、再生利用されたごみの量の割合。

【リデュース】

ごみとなるものを減らすこと。

【リユース】

容器などの再利用。なるべく長く、繰り返し使うこと。

(例) 牛乳ビン・ビールビン

【緑化】

植栽や種子散布によって、その土地の植物を増やすこと。屋上や壁面に対して行う場合、それぞれ、屋上緑化、壁面緑化などという。

【緑地】

樹木や草などの植物が主体となっている空間を意味するが、一般的には、都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間に対して使われる。都市計画などでは、普通緑地（都市公園、墓地等）、生産緑地（農林漁業等の生産に利用している土地）、準緑地（庭園、保存地）に分類する場合や施設緑地（都市公園、公共施設緑地）と地域緑地（緑地の効用を発揮させるため各種法制度により指定される緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、保安林等）に分類する場合がある。

